

GLOBE

グローブ 2019 春

97



(公財) 世界人権問題研究センター

榎村正直書扁額「日本最初盲啞院」と 古河太四郎像

(京都府立盲学校 花ノ坊校地)



上京第 19 番組小学校（のちの^{たいけんこう}待賢校）で教鞭をとる^{ふるかわたしろう}古河太四郎は、明治 6 年（1873 年）頃、区長熊谷伝兵衛の提案により、校内で聾児への教育を開始した。この「^{いんあ}瘖啞教場」は着実に成果を上げ、明治 10 年（1877 年）頃には盲児への教育も行うようになる。その後、^{もうあいん}盲啞院開設運動へと発展した古河らの実践に対し、第 2 代京都府知事・榎村正直は日本最初の公立の盲・聾学校の創設を決意し、明治 11 年（1878 年）、盲啞院の設立に至る。古河は初代の盲啞院院長となった。

平成 30 年（2018 年）、京都府立盲学校・京都府立聾学校が所蔵する「京都盲啞院関係資料」3,000 点が、歴史資料として国の重要文化財となった。盲啞院の設立は、多くの住民と行政担当者らの協力により成された一大事業であり、その土壌を培った京文化は、今日の京都にも受け継がれている。

GLOBE

GLOBE No. 97 2019 spring 目次

	連載	新しい人権問題への対応(その十三) … 大谷 實	2
	連載	世界の人権はいま	
		― 普遍的定期審査の現場から ― (その九) … 坂元 茂樹	4
プロジェクトチーム一		CGMサイト運営の理念	
		ヤフーの施策 ……………… 吉田 奨	6
プロジェクトチーム二		奈良と京都 松井庄五郎の人脈 ……………… 井岡 康時	8
プロジェクトチーム三		子どもの学習権と貧困対策 ……………… 惣脇 宏	10
プロジェクトチーム四		「近代家族」と「性別役割分業」の これから ……………… 斧出 節子	12
プロジェクトチーム五		国際社会における人権の実現と ウイン・ウイン協力概念	
		― 中国の国連人権外交を考える ……………… 小畑 郁	14
プロジェクトチーム六		「外資系企業で働く人々の働く条件と人権」 日本と開発途上国の事例から考える」… 桑原 昌宏	16
登録チーム三		「留岡幸助日記の再検討から、包摂と排除を 行う統治テクノロジーとしての部落改善・ 融和政策の意味を明らかにする」…………… 野口 道彦	18
事業案内		2019年度 人権大学講座 ………………	20
研究員紹介		研究部門の紹介 ………………	22

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙のテーマ「表現することで私になれる」

■作品は「天才アート」<(特定非営利法人) 障害者芸術推進研究機構提供> 山元真菜子/しんかい 1997年生れ

新しい人権課題への対応(その十三)



研究センター理事長
前学校法人同志社総長

大谷 賢

精神障害者の人権問題は、精神障害者に対する差別など多方面に及びますが、今回は問題の核心であります精神科病院における患者の入院、退院及び入院中の行動制限について、「精神障害者の人権」というタイトルで、二号にわたって考察することにします。

精神障害者とは、法律上「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又は依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患」(精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律)と定義されていますが、精神科病院に現在入院中の患者の大半は、統合失調症か麻薬、覚せい剤による中毒、アルコール等の依存症のために、幻覚や

妄想などによって異常な行動をとる人々です。

こうした人々に対して、昔は加持祈祷や滝に打たせる「滝治療」といった民間信仰による治療や家族が家の一室に無理やり閉じ込めて監禁していたようですが、明治になりましてからは癪狂院(てんきょういん)といった公的な施設ができました、親兄弟といった家族に財力があれば施設に収容することができたのですが、大半は家族が無許可で座敷牢と称する自宅の一室に精神障害者を閉じ込め置く扱いをしていたのです。

座敷牢による監禁を制度化した法律が一九〇〇年の精神病患者監護法です。家族が医師の診断書を添えて「監置許可願」を提出すれば、監護義務者を定めてその者の権限で「私宅監置」を認めるという制度ができました、座敷牢が公認されたのです。しかし、その実態は誠に悲惨で、一〇年以上にわたって一歩も外に出さない例や、全裸で転がされていた例などもあって、我が国の精神科医療の基礎を築いた東京帝大の呉秀三は、「我が国何十万の精神病者は、実に病を受けたる不幸のほか、この国に生まれたるの不幸を重ねる者と云うべし」と嘆いたのです。

呉教授は、私宅監置の廃止と精神障害者の医療保護

を目的とした精神科病院の設立を政府に提言し、その結果、一九一九年に精神障害者の医療保護を目的とした公立の精神科病院の設置を主眼とした「精神病院法」が制定されました。この法律は、精神障害者対策を監護から医療保護へと転換した画期的なものでしたが、主として国の財政難のために精神科病院は容易に設置されなかったことから、太平洋戦争終結後まで私宅監置制度はそのままになっていたのです。

戦後、日本国憲法が制定されて精神病患者監護法及び精神病院法の改正が問題となり、各界から改正案が提出され、一九五〇年に議員立法としての法案が国会に提出され、満場一致で可決されました。それが精神衛生法であります。その骨子は、何よりも私宅監置制度を速やかに改めて座敷牢を廃止し、精神病院法の趣旨を踏まえて精神科病院の設立を義務付け、可能な限り精神障害者を入院させて、入院中心の医療を行うというものでした。特に、精神病患者監護法で作られた「監護義務者」と同じような「保護義務者」を定めて、その者の同意に基づいて強制的に入院させるという「同意入院」制度を採用したのです。

この精神衛生法は、先進諸国の制度と比べて二つの

点で人権上の特色を有する法律でありました。一つは、同意義務者の同意があれば、精神科病院の管理者（病院長）はそれだけで強制的に入院させることができるという同意入院制度を設けた点です。もう一つは、都道府県に精神科病院の設置を義務づけたけれども、公立の精神病院では間に合わず、国は医療金融公庫を設立し、低利長期の融資制度によって精神科病院の設置を促したため、私立の民間精神病院中心の医療制度になったということです。

その結果、精神科病院の数は増え続け、一九四〇年には二万五千床であったものが、一九六〇年には八万五千床、一九七〇年には二五万床というように、鰻登りの勢いで増加したのです。ちなみに、現在の精神科病院の施設数は一〇六四であり、そのうちの九三八病院が私立の病院でありまして、実に全体の約八八パーセントを占めているのです。私立の病院が悪いという訳ではありませんが、人権上の問題を起こしている病院のほとんどがこの種の病院であることも事実でありまして、この辺の事情を考慮しながら、次号では、現在の精神科医療における人権問題を検討することにします。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その九)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

二〇一四年五月一日に行われた北朝鮮の第二回の普遍的定期審査（UPR）における欧州諸国、日本や韓国の勧告と、北朝鮮の友好国による勧告では、その内容を大きく異にするとともに、北朝鮮のそれらの勧告に対する態度も大きく分かれました。前者については、その勧告に対して拒否の態度を示したにもかかわらず、後者についてはこれを検討し回答することを約束しました。

北朝鮮が拒否の態度を示した欧州諸国らの主な勧告内容は、次の通りです。栄養失調による子どもの状況（ドイツ、日本、スウェーデン）、宗教の自由及び表現の自由の現状（ドイツ、ハンガリー、アイルランド）、未解

決の拉致被害者問題（日本、韓国）、帰国者への拷問や公開処刑の問題（日本、韓国、オランダ、ハンガリー）、多くの収容施設の将来（日本、ノルウェー）、拷問禁止条約の批准（チェコ、カナダ）、拷問が日常化している現状（英国、オランダ、アイルランド）、社会的出身による差別の救済（チェコ）、人権条約の国内実施に関する問題（チェコ、英国、ノルウェー、ハンガリー）、人々への貨幣経済外の食糧供給に関する問題（デンマーク、ノルウェー、オランダ、カナダ）、八歳からの兵士への強制登録問題（デンマーク）、人権理事会の特別報告者を受け入れる予定（ラトビア、スイス、オランダ）、南北分断家族の交流（韓国、スイス、ハンガリー）、司法の独立の欠如（スウェーデン、カナダ）、海外渡航の自由化（スイス）、平等権行使の検証方法（英国）、国内人権機関の設置（英国）及び女性に対する暴力への対策（ノルウェー）などでした。

勧告が集中した拷問について、北朝鮮は、人権条約の批准については、国連における選択性とダブルスタンダードが障害となっているとして、北朝鮮はたしかに拷問禁止条約に加入していないが、国内的には拷問

禁止は実施されており、これらの障害が取り除かれれば自発的に加入すると発言しました。また、国内人權機関のような独立した人權メカニズムの設置については、北朝鮮ではあらゆるレベルにおいて人民委員会が人權の保護と促進の役割を担っており、人民が権限を持つ機関が申立などを扱うことはパリ原則と矛盾しないとして、これを拒否する姿勢を示しました。

また、子どもの栄養失調は過去の問題であり、食糧・医療事情は二〇〇〇年初頭から劇的に回復しているとなりました。さらに、八歳からの兵士への強制登録問題については、指摘された「少年連合」は課外活動のための九歳から一三歳の子どもの自律的組織であって、幼少期から徴兵されているというのは歪められた情報であるとして拒否しています。日本国民が最も関心を寄せる拉致問題については、二〇〇二年の日朝平壤宣言に基づきさまざまな日朝間の合意を誠実に果たしてきた結果、拉致問題の完全な解決に至ったと反論しました。核問題やミサイル発射モラトリアムに違反し、核実験やミサイル実験を繰り返した北朝鮮が「誠実な履行」を言っても納得できる日本国民はいないと思わ

れます。なお、このUPRで、北朝鮮が日本などの指摘を認めたのが公開処刑の問題でした。北朝鮮は、被害者家族などの要請もあり、非常に残虐な暴力的犯罪を行った者が公開処刑されることがごくまれにあると回答しました。

他方で、友好国からの勧告、たとえば、人民によって選択された経済的・政治的・社会的モデルの維持と強化や人權分野における非政治化、協力及び対話の環境づくりへの努力の継続（キューバ）、社会保障の努力の継続（ベトナム、ラオス、スリランカ）、一年の無償の義務教育の質向上への努力の継続（ベネズエラ）、農業政策に基づく農産物の増産と多様化（アルジェリア）、国家的・地域的特殊性や歴史的・文化的・宗教的背景を十分に考慮した人權文化の醸成（イラン）などの勧告については、検討を約束しています。

こうしたグループ内での庇い合いを見ると、UPRにおいて、「政治化と選別性を可能な限りにおいて回避する」とのアナン元国連事務総長の狙いは未だ実現されていなくがわかります。

CGMサイト運営の理念 ヤフーの施策

ヤフー株式会社政策企画部長

吉田 奨

Yahoo! JAPANは、一九九六年のサービス開始以来、様々なインターネットサービスを提供し、利用者が自由に意見を表明する場として「Yahoo! 掲示板」「Yahoo! 知恵袋」などのCGMサービスについても展開している。お陰さまで、一定の支持を集め、利用者数や投稿数ベースでも国内では有数の規模を誇っている。

利用者に対しては、自己の責任において最大限自由にそれらサービスをご活用いただくように配慮しているが、当然、プライバシー侵害、侮辱、名誉毀損等、法律に触れるレベルの表現については、利用規約やガイドラ

インで禁止しており、被権利侵害者や他の利用者からご指摘があった場合は、可及的速やかに検討し削除等の対応を実施している。さらに、プロバイダ責任制限法で常時監視義務は負っていないながらも、三六五二四時間の対応体制で一定程度の自主パトロールを行っており、利用者が安心して利用できる環境整備に努めている。

しかしながら、一義的に利用者の行動に左右されるCGMサービスを、どういった場にするかという理想の設定と、それを実現するための基準および執行を担保する体制作りは、利用者や投稿数の多さに比例する形で難易度が上がることもあって、今もって非常に苦労している。特に、外部からの指摘に対し、利用規約に照らして判断する要員については、一定の法的素養を持った人を充てるのが理想ではあるが、合理的な費用で多数の人材を揃えることは現実的には難しい面がある。そのため、一時的にはカスタマーサポートのスタッフにて対応を行っているが、法的な理由を明示して削除請求や発信者情報開示請求を内容証明郵便等で頂いた場合は、政策・法務部門にエスカレーションが為され、所属する社

内弁護士七名を含めた担当が請求の適否を判断し、然るべき措置を講じている。同様に、プロバイダ責任制限法に基づく削除請求や発信者情報開示請求訴訟が提起された場合も、政策・法務部門にて対応している。

そのような中で、正当な批評、批判、それに対する反論が活発に飛び交う場であるうと希求し、可能な限り自然な流れの中で秩序立った議論が形成される姿を理想とした場合、アーキテクチャによるアプローチも一考に値する。例えば、Yahoo! ニュースのコメント欄においては、近年、「デモート」と呼ばれる措置を採り入れている。これは、行き過ぎた表現等を多く含んだ投稿を自動的に峻別し、単なる侮辱、侮蔑的な内容に終始している投稿については表示順位を下げる措置である。さらに、機械学習で検知した建設的な内容のコメントを上位に掲出している。これら施策については、利用者アンケートにおいても、過激な表現を伴った投稿を目にする機会が減りストレスなく使えるようになったとする意見が出るなど、一定の効果が出ていることが実証されている。行き過ぎた表現は、被害者や運営側のみならず、

利用者全員で形成するコミュニティにとってもマイナスでしかない。

ヘイトスピーチについては、法案が成立する前から心を砕いている課題の一つであり、従前から利用規約にて法律の規制レベルより広めに禁止してきた。そのため、法律の施行によって対応が大きく変わることはなかったが、利用者の意識が変わるという効果はあったかもしれない。運営者たるヤフーにおいては、法務省人権擁護局と定期的な意見交換を継続的に行っているほか、社内セミナーにゲスト講師として来ていただいた上で、政策・法務部門だけでなくサービス運営担当者と共に意見交換してもらうなど、ヘイトスピーチ問題に対する理解を深める機会を設けている。

運営者として、今の基準や対応方法が未来永劫妥当であるというふうには思っていない。新しい技術を採用される等しながら継続的に試行錯誤し、外部からの意見も参考に、今後も、利用者や広告主が安心して活用できる場作りに努めていきたい。

奈良と京都 松井庄五郎の人脈



研究センタープロジェクトチーム二
リーダー

同志社大学他非常勤講師

井岡 康時

観光客でにぎわう近畿日本鉄道奈良駅。改札口から出た人の多くは興福寺や東大寺をめざして東へと向かう。その流れに背を向けて西へ歩みを進めると、ほどなく漢国神社に行き着くことができる。祭神は園神と韓神。園神とは記紀に登場する大物主命、韓神とは大己貴命と少彦名命のことであるという。この神社の境内に源九郎稲荷神社とよばれる小ぶりの社がまつられている。もとは隣接する念仏寺に鎮座していたが、一九二四年（大正一三）に現在地に移されたという（『奈良市史』社寺編）。この稲荷社の鳥居の脇に人の背丈ほどの石碑が建てられている。北面に「源九郎稲荷神社」とあり、その反対

側南面には「大正十四年五月建」と刻されており、念仏寺から遷座した翌年の建碑であることがわかる。

さて、ここから本題。碑の西面には「施主奈良市西阪町松井庄五郎」とあり、建碑者の氏名が判明する。松井庄五郎は今の奈良市内の被差別部落に生まれ、明治後期から昭和初期にかけて部落差別撤廃運動の指導者として活動を展開した。一九二二年（大正元）に大和同志会と称する組織を創設、機関誌『明治之光』を刊行して被差別部落の生活改善を訴える一方、歴史や伝承の考証を進めて日本社会の深奥に迫ろうとしたことは部落史研究の世界ではよく知られた話である。その松井がなぜ源九郎稲荷社の社名碑を奉納したのか、今のところ不明とするしかないが、自身の生まれ育った部落は漢国神社からさほど遠くないところに所在しており、以前から有していた信仰の念が建碑につながったとしても不思議ではない。

少しく奇妙なのは碑の東面である。「施主京都市東七条山岡末吉」と読むことができる。つまり、この碑は松井庄五郎と京都市の山岡末吉の二人によって建てられたということになる。山岡とは何者であろうか。

前掲『明治之光』には大阪や京都の皮革業者が毎号の

ように多数の広告を掲載しており、この人びとが松井らの活動を金銭面で支えていたと思われる。そうした事業家のなかで、掲載回数も多く、しばしば一頁全面を用いた気前の良い広告を出していたのが山岡末吉経営による「山岡商店」であった。一九一三年刊行の『明治之光』二巻三号掲載分の広告をみると、山岡の店は「中京区四條小橋西詰北側」と記されており、住まいは京都市の東七条であったが店は四条に構えていたものと考えられる。広告上部には目立つ横書きで「防寒用各種絨毛皮大販売」と大書され、その下に縦書きで「弊社義従来ノ瀬皮首巻ノ古ビ色褪セテ白気タリシヲ何トカ元トノ色合ニセバヤト十数年間苦心惨憺ノ結果遂ニ「カムチャツカ」ノ瀬皮ノ色黒褐ニシテ而モ美麗ナル毛色ト毫モ変ラサル程度ニ仕上クヘキ摩擦法ヲ發明シタリ」と宣伝文句が記されている。

以前、拙論（『明治之光』の復原と基礎的研究）奈良県立同和問題関係史料センター『研究紀要』一五号、二〇〇九年）において明らかにしておいたが、松井は一九一二年八月に大和同志会を設立、同年一〇月に『明治之光』を創刊し、以後、一八年七月の四六号まで発行を継続する。前述のように、同誌には大阪や京都の皮革

業者が多数の広告を寄せていたのだが、実はそうした支援は二年余で終わり、一四年以降、急速に広告は減少していった。大和同志会は創立間もなく内紛が生じたらしく、組織的な活動は短期で終わってしまった、あとは松井の力で『明治之光』の発行だけが続けられるという状況となっており、こうしたことからしだいに支援の数も少なくなつたのではないかと思われる。いったん挫折した大和同志会は、二二年に全国水平社が結成されると、それに対抗するように再建されるが、その指導を担つたのは松井ではなく、吉川吉治郎という人物であった。吉川は行政と連携しつつ着実に組織を広げ部落改善を実現させていく。松井は再建後の大和同志会の顧問となるものの目立つた活動はみられず、運動の最前線からは身を引いたと考えられる。

源九郎稲荷社の石碑は、そうした時期の松井の行動を示すものであった。そして、一時は『明治之光』から遠のいたかみえる山岡末吉もここに姿をあらわすのである。松井と山岡の間にはどのような交わりが続いていたかは不明であるが、差別的撤廃を志向した二人の名が、多くの人が行き来する奈良市の市街中心部の神社に残されている。

子どもの学習権と貧困対策



研究センター研究員
京都産業大学現代社会学部教授

物脇 宏

日本国憲法第二十六条第一項は「すべて国民は……その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定して、教育を受ける権利と教育の機会均等を定めている。「能力に依じて」とあるため、上級学校進学の機会均等と受け止められることもあったが、小・中学校等においても、教育を受ける権利が均等に保障されなければならぬことは言うまでもない。またこの条文の主語は国民となっているが、国際条約から見ても、外国人の教育を受ける権利の保障は不可欠である。

教育を受ける権利は、現在では「学習権」という考え方に基づいて理解されるようになっており、この考え方

は比較的新しいもののように思われるけれども、戦前に誕生したものである。日本最初の教員組合であった啓明会から一九二〇年に発行された下中弥三郎の『教育再造』は学習権を主張し、教育の機会均等を徹底するため、教育の義務は国家にあるとして、小学校から大学までの公費教育制度の樹立を提案する極めて先進的なものであった。また一九二二年の大阪労働学校創立宣言は、「我等は学ぶべき権利を持っている」ことを主張した。

戦後、日本国憲法によって「教育を受ける権利」が定められたが、この規定に関連して教育運動や教育法学では教育権や学習権が主張された。この主張には教師の教育権に主眼があったようであるが、一九七六年の最高裁判所の判決は、次のように解決を与えた。すなわち、憲法第二十六条第一項の「規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる」とし、「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何

よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられている」ことを明確に述べたのである。この判決は、学習権をわかりやすく示すとともに、義務教育制度成立の歴史や思想を踏まえた濃厚な深みを感じさせるものである。

国際条約では、すべての人の人権保障を理念とする「国際人権規約」や、子どもの最善の利益を原則とする「子どもの権利条約」が「教育についての権利」を定めている。日本国憲法の教育を受ける権利の英訳が *right to receive education* となっているのに対し、条約では *right to education* (教育への権利) と、受け身の権利ではなく求める権利として規定されていることは、言葉の問題に留まらないように思われる。また一九八五年の第四回国際成人教育会議で採択された「ユネスコ学習権宣言」は、学習権が人間の生存にとって不可欠な手段であることや、人類的課題解決に最も貢献するものであることを述べるとともに、この権利が基本的人権であることを明確に示している。

韓国で一九九七年に制定された教育基本法には学習権が規定されている。日本では二〇〇六年の教育基本法

の改正に際して、学習権を規定すべきとの意見があったが、生涯学習の理念を規定すればよいとされるに留まったことは誠に残念である。

学習権ないし教育の機会均等は、教育基本法第四条が規定しているように経済的理由によって妨げられることがあってはならない。二〇一三年に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の目的の一つは、教育の機会均等を図ることであり、教育の支援が基本理念に掲げられている。この法律に基づいて閣議決定された大綱は、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による「学力保障」、福祉関連機関との連携、教育費負担の軽減を図るとしている。

学力保障という考え方は、人権・同和教育の取組の中で築かれてきたものである。社会において、生きるための学力の保障は不可欠であり、学習権の保障は学力保障に他ならない。この場合の学力は知識・技能だけでなく、学習に向かう力を含む広い意味で捉える必要がある。学習権はすべての子どもにも保障されるものであるが、特に貧困家庭の場合はその環境の改善が不可欠であり、子どもの学習権が真に保障されなければならない。

「近代家族」と「性別役割分業」

のこれから



研究センター研究員
京都華頂大学現代家政学部教授

斧出 節子

戦後から現在に至るまで「女性の社会進出」という言葉が広く浸透してきました。また現在「女性の活躍推進」という政治目標も立てられています。しかし、現実には女性が経済的自立を果たすことは困難で、女性は賃金の低い労働者のままとなっています。このことは女性が性別役割分業体制の中で「主婦役割」を果たすことが求められていることと深く関連しています。

国連の女性差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため設置された女性差別撤廃委員会も、日本の第七回及び第八回合同定期報告に関する最終見解で「家父長制に基づく考え方や家庭・社会における男女の役割と責任に関する根深い固定観念が残っていること

を依然として懸念する」と日本における性別役割分業が男女平等を阻んでいることを指摘しています。

実は、現代の「性別役割分業」という概念は昔の「農作業や家業、家の仕事を男女で分業する」体制とは異なったものであるというのは、あまり認識されていないように思います。例えば、昔の農家で女性が炊事・洗たくをし、男性が力仕事を受け持つということとは同じではありません。ここで述べる「性別役割分業」は産業が発達し、「生産の場（会社など）」と「再生産の場（家庭）」が分離したなかで、男女がそれぞれの領域を担当し、責任を持つというものです。これは「近代家族」という近代以前にはない新しく現れた家族の分業体制なのです。つまり、公的な公共領域で男性が有償労働をし、私的な家内領域で女性が無償労働をするという分業の方法です。

この「近代家族」の理念が日本に広く定着したのは高度経済成長期といわれています。この時期は第一次産業から第二次、第三次産業へとシフトし、農村の「余った」人口は仕事を求めて都市に流出し、雇用者となつて「近代家族」を形成していきました。

当時の興味深い研究があります。高度経済成長期以前の昭和二五年に、農村の主婦に主婦役割をたずねたところ、炊事が最も高くて約六割、洗濯が五割弱、掃

除は四割、子守に至っては二割強しか主婦の役割と考
えられていなかったようです(浜田、一九六六)。つまり、
産業化する以前の主婦は、ここに挙げられたような家
事に必ずしも責任を負う存在として意識されておらず、
特に、子守が母親の役割として位置づけられていなかっ
たことは、今日の母性愛的存在として求められる母親
像とはかなりかけ離れていたということになります。

それが産業化・都市化のもとに、「性別役割分業」が
広く浸透していきました。最近、私は昭和三〇年代か
ら四〇年代の高度成長期に都市部で子育てをした主婦
たちにインタビュー調査を実施しました。そこで明らか
になったことは、農村から都市に移動し、結婚して
家族を形成し、専業主婦となった女性たちは、実態は
もちろん、意識の上でもすっかり家事育児担当責任者
になっていました。

この近代家族を支えているものに愛情規範がありま
す。社会に労働力を提供するのが家族であり、その労
働力を作り維持していく仕事は「家事・育児」で、こ
れを、女性⇨主婦が「愛」をもとに無償で行うべき、行
うはずというのが、愛情規範です。したがって、「近代
家族」のなかの女性は無償の家事・育児役割を「自然に」
「喜んで」「進んで」することにつながっていきます。
一見すると夫と妻の愛に基づく平等な関係に見えます

が、実際には経済をはじめとする男女の不平等な関係
がそこにはあるわけです。そして女性の不公平感、愛
情規範のもとに抑圧されていくというのが「近代家族」
です。

さて、現代の話に戻りますと、このような性別役割
分業を基盤とする「近代家族」は現在も存在していま
すが、その割合は徐々に減少しています。なぜなら、家
族を形成することがむづかしくなっている未婚化の現
象、共働き家族・離婚の増加など「近代家族」を実現
できない人々が増加しているからです。もちろん、意
図的に作らないという人たちの存在も出現しています。
女性に関して言えば、家庭以外で働く人が増え、主婦
役割を担えば二重労働者になるという現実です。

戦後の日本社会はこの「近代家族」をモデルとして「近
代家族」を安定化させるさまざまな社会制度を整備し、
価値規範を醸成してきました。そこから外れる人々が
増えてきているという認識をもち、多様な形態の人々
を包括できるように社会制度の再整備に、知恵を絞る
必要があると思います。

参考文献

浜田陽太郎 一九六六「農村における母親の役割」『教
育社会学研究』(二二)一四―二六

国際社会における人権の実現と ウイン・ウイン協力概念 ―中国の国連人権外交を考える



研究センター研究員
名古屋大学大学院法学研究科教授

小畑 郁

中国の人権外交？

国際連合を舞台に、中国が現在「人権外交」を展開していることをご存じでしょうか。

中国は、このところ「ウイン・ウイン協力」といった観念に基づく外交を積極的に展開しており、意外かもしれませんが、人権分野も例外ではありません。昨年国連人権理事会を「離脱」した米国や、難民危機に際して分裂したEUを尻目に、今年国連分担金率でも世界第二位となった中国の存在感は、圧倒的といっても過言ではありません。

もつとも、とりわけ人権運動家の弾圧について批判が

絶えない習近平政権の世界戦略の一環に他ならないその「人権外交」の内実については、慎重に見ていくべきでしょう。ここでは、その国連における到達点ともいえる昨年三月の「人権の分野での相互に利益のある協力の促進」という人権理事会決議を取り上げたいと思います。

「人権の分野におけるウイン・ウイン協力」

「相互に利益のある協力（英語の頭文字をとって、MBC）」とは耳慣れない言葉ですが、中国語では「合作共赢」であり、普通「ウイン・ウイン協力」と訳されるものです。そのこともあって、一般に先進国は、MBCの概念をそれ自体に反発しており、決議も、賛成二八、反対一（米国）、棄権一七（日本を含む）でかろうじて採択されました。

たしかに、MBCについては、南南協力をもともと念頭においており、南北協力や、国際機関が発展途上国に対して行う協力に適用するには、大幅な修正が必要です。先進国や国際機関は、実利をこの過程で追求すべきではないからです。援助の提供者（ドナー）と受領者（レシピエント）の関係が固定的であればあるほど、ウイン・ウインという美しい言葉は、前者への利益提供を後者が事実上強制されかねない実態を覆い隠すこととなります。

しかし、MBCの核心が、レシピエントのオーナーシッ

プに基づき援助は提供されなければならない（2項）という観念にあるとすれば、それは一概に否定すべきものではないでしょう。「普遍的価値」の名の下に行われる援助であればなおさら、レシピエントには押しつけと受け取られ、その価値をも損ないやすいからです。

援助の技術的性格のメリットと限界

このことは、法整備支援の経験により裏付けられます。日本を除く西側の法整備支援では、司法人材の基礎がないところに裁判による救済制度を最優先で持ち込もうとした例のように、レシピエントの状況について深い理解もなく、自らが「普遍的」と信ずる制度を性急に移植しようとする傾向がありました。こうした文脈においては、レシピエントと膝詰めで話をして政治色のない分野の基礎的法制度の導入をはかる「日本型」法整備支援が有効と考えられてきたのです。そのような支援と法的人材育成は、人権保障制度そのものではないとしても、そのための基礎を提供するものです。

他方で、一般化をおそれずにいえば、今日のグローバル化と地域経済統合の進行の下で、価値中立的にみえる技術的協力や人材育成も、ときには過剰な市場経済化のために動員されることとなります。アジア諸国で深刻化

する大気汚染や人身売買、ひどい労働搾取といった問題は、技術的協力が提供されて経済発展がすすめば、自動的に人権状況が改善し、また人権侵害がなくなるというわけではないことを示しています。このようなことを考えてくれば、協力関係は、人権の重大侵害を許さない決意への相互信頼に基づくことを、双方のパートナーとも、確認すべきことは明らかです。

国境を越える協力関係の基本原理を求めて

経済活動が前例のない規模と密度で展開する一方で、強大な暴力装置がほぼ国家により独占されている現代では、「二帯一路」がそう標榜するように、価値は一旦棚上げにして、経済・交通・通信といった領域で国境を越えて技術的な協力関係を構築していくことが、戦争という暴力の最悪の発現を防ぎ、人々の福祉を一般的に増大させるために重要です。他方、重大な人権侵害を許さない、ということについては、価値の共有を推し進めていくこともまた、喫緊の課題です。中国の人権外交については、単純に反対と言いつてるのではなく、こうしたことを考えるための重要な素材として、議論の俎上に載せていくべきでしょう。

「外資系企業で働く人々の働く条件 と人権…日本と開発途上国の事例 から考える」



研究センター研究員
元新潟大学法学部教授

桑原 昌宏

海外からの投資で運営されている企業は、投資先の国で働く人々に対して、その労働条件を少なくともその国の法令に従って整備することが求められる。この労働条件には、次の例に述べる最低賃金の水準や、職場の安全・衛生の基準、労働時間の長さが含まれる。その法令順守は、働く人々の働く条件を守っているが、それは「人権」を守っていることでもある。

日本国内の例で、東京にある「外資系資本」のファースト・フード、マクドナルドの店長を務めていた人が、

管理職だという理由で、会社から残業手当をもらっていなかったもので、労働基準法違反だとして東京地裁に訴えた例がある。裁判所は、二〇〇五年一二月に、この店長の肩書きでも、この店長の下で働いていた人たちと同様の基準で計算した残業手当を支払うよう、その米国系資本の会社に対して命じたことがある。この判決は、外資系企業に働く日本人労働者の、賃金に関する権利、つまり人権を守ったものと言い換えることが出来る。

話を海外に転じて、開発途上国に進出している日系資本の企業が、現地の法令の定める労働者の労働基準や環境基準に違反したり、その企業で働く労働者やその地域に住む住民の健康や生命を害した場合、その企業はその国で非難を受け、他国の人権を侵害したこととなる。例えば、バンングラデッシュのダッカで二〇一三年四月に発生した総合ビルの倒壊事故で、その建物の中にあつた繊維工場で働く一〇〇人以上の労働者が、死亡した事件がある。日本の衣料品販売ユニクロ社も、そこで製造された衣服またはその部分品を購入し、販売して利益を得ていた企業の一つであつたから、同社は、この事件に関

連して同種の事故の再発防止を誓う国際的な文書に署名して、働く人々の生命という人権保護を約束した。

開発途上国で操業し、利益を上げている米国資本の企業資本の事例をみてみよう。台北市にあるマクドナルド・ハンバーグ店で起った事件があった。この店では、台湾政府が台湾全体の経営者に対し、その雇っている労働者に支払うべきであると政令で決めていた最低賃金額よりも低い賃金しか支払わなかったために、労働争議が発生し、解決まで、数年間もかかったことがある。この事件は、台湾の労働者に対して、法定の最低賃金額に相当する額を支払わなかった意味での人権侵害の事件である。同時に、台湾政府の立法権と行政権に基づく法令に違反し続けたので、この外資系企業がその国の主権侵害もしていたといえる。

次の事例も深刻な事例である。日本に投資政策の研修のために派遣されてきたアフリカの女性公務員が話してくれたことによると、少し前、その国で中国資本の投資による資源の採掘が行われた鉱山で、掘削現場は高温高湿のため、女性労働者は暑くて衣類も充分に着ない状

態で働かされているという劣悪な労働環境の通報が届けられたことがあった。その情報を受けた女性の労働大臣は、女性の随員と女性のテレビ報道関係者を連れて、事前通告なしに現場へ臨検に入り、事実を確認し、録画も許した。帰社した女性記者は、この現状をテレビで全国に放映することに成功し、それで国内の世論が沸くこととなった。この国では人々の社会参加が進んでいたこともあり、この鉱山の開発のための外資導入は近隣諸国と競争に打ち勝って導入できた貴重なものだったが、政府は、その許可決定を取消すというまれにみる処分をしたという。私にこの話をしてくれたその国の女性の公務員は、自分たちの労働者を守るためには、このようなことも出来るのだと、誇らしげに私に話してくれた。

以上の例は、日本を含め、政府自身が外資導入政策を推進している下でも、外資系企業が、自国の労働者保護の法令に違反する場合には、その国の裁判所、行政機関も、国際競争の中も、働く者の健康・生命・労働条件という人権を守ることが出来ることを示している。

「留岡幸助日記の再検討から、包摂と排除を
行う統治テクノロジ―としての部落改善・
融和政策の意味を明らかにする」

研究センター登録チーム三代表者
大阪市立大学名誉教授

野口 道彦

二〇一八年四月から世界人権問題研究センターの研究組織は、常設型研究部門からプロジェクト型研究チームへと大きく変わった。私たちが所属した旧・研究第二部「同和問題の研究」（近現代・現状班）のメンバーは、世人研の設立の初心には、部落問題の歴史社会学的研究の重要性が認識されていたという理解に立ち、研究の存続を強く願った。そこで外部資金を獲得するために、二〇一七年秋、日本学術振興会に科研費の研究計画を申請した。幸いなことに申請は受理され、二〇一八年の四月から四年間の研究資金を得て、「留岡幸助日記研究会」という形で研究を継続することができるようになった。

科研費で承認を受けた研究課題は、「マイノリティの包摂／排除をめぐる生政治―部落改善・融和政策の歴史社

会的研究」である。

わたしたちの主要な関心は、留岡幸助の部落改善・融和政策についての考え方であるが、留岡幸助の活躍は、それだけではない。日本の社会事業・社会福祉事業の創設に大きな役割りを果たしている。

周知のように、留岡幸助は同志社英学校で学び、一八九一（明治二四）年、北海道空知集治監の教誨師となった。当時の監獄における囚人の非人間的な取り扱いに憤り、監獄改良に取り組んだ。一八九九年に東京巣鴨に家庭学校を創設、翌一九〇〇年内務省の貧民研究会に入る。貧民研究会には、窪田静太郎、有松英義、相田良雄、小河滋次郎、原胤昭らがおおり、その活動はのちに中央慈善協会の設立へとつながっていく。また、報徳思想に共鳴し地方改良運動を推進した。留岡幸助が部落改善に関心をもつようになるのはこのような文脈である。

留岡の部落問題論としては、「新平民の改善」（一九〇七年）、「特種部落と其人口」（一九一一年）、「部落改善事業」（一九二二年）、「水平運動」（一九二三年）、「部落問題と人格及人道主義」（一九二三年）、「部落問題と環境の改善」（一九二三年）などの論考が有名である。

これに対して、渡辺俊雄、藤野豊などが留岡幸助の融和主義的傾向、思想的限界を指摘している。また、留岡の著作については、『留岡幸助著作集』全五巻（一九七八

（八八年）があり、最近では、室田保夫、二井仁美、田中和男などによって研究が深められている。私たちの共同研究は、こうした先行研究を踏まえて、部落問題政策を立案・指導した留岡幸助の社会事業の考え方を、つぎのような視点から明らかにすることをねらいとしている。

二〇世紀前半期の社会改良政策や感化救済事業の形成過程をその理論的根拠とされた欧米の科学的知の影響を視野に入れながら明らかにすること。同時に、M・フーコーの生政治などの概念を援用しながら、国民の質の向上を企図し、マイノリティに対する包摂と排除を行う統治テクノロジーの展開を分析し、近代の社会編成原理が差別を生み出すメカニズムを歴史社会的に明らかにすることである。

具体的には、留岡幸助の残した日記・手帳、三二一冊を中心的な素材としながら、彼の部落改善・融和政策の考え方を今日的な視点から再評価しようとするものである。

日記・手帳の原本



北海道家庭学校の校庭にある留岡幸助の銅像、一路到白頭

は、北海道家庭学校で所蔵されている。二〇一八年一月には、野口道彦と関口寛が北海道家庭学校を訪れ、原本の保存状況を確認し、仁原正幹校長から社会福祉法人・北海道家庭学校の現状や課題について聞くとともに、佐藤京子博物館館長から留岡幸助の精神をどのように伝えるようとしているのかを教えて頂いた。

日記については、既に『留岡幸助日記』（全五巻、一九七九年）が刊行されている。しかしこの版本には、原本の四割程度しか集録されていない。「記録の中で、その調査が具体的に詳細をきわめたために、公にすることで著しく名誉を毀損する懸念のあるものについては、編集委員会の責任において集録しなかった」とされている。

一方、他方、同志社大学人文科学研究所には、「留岡幸助日記」のマイクロフィルム版が所蔵されている。現在、私たちは版本と原本との照合作業を行い、版本に集録されなかった部分の確認作業をすすめている。こうした、地道な作業を踏まえて、所期の研究目的を四年間かけて達成したいと考えている。

なお、「留岡幸助日記研究会」のメンバーは、野口道彦（代表）、関口寛（副代表・幹事）、井岡康時、石元清英、小林文広、白石正明、杉本弘幸、田中和男、手島一雄、廣岡浄進、矢野亮、山本崇記（以上は世人研の登録研究員）と小田龍哉の一三人である。（敬称略）

2019年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に、1998年に開設したもので今年度で22年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

■ 講座日程表／講座内容

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
1	6月14日 (金)	開講式	14:00～14:10	センター所長 坂元 茂樹		
		シンポジウム	14:10～17:00	誰一人取り残さない ～SDGsがめざすもの～	阿部 浩己 河川 大作 坂元 茂樹 菅原 絵美 薬師寺公夫	—
2	7月9日 (火)	講義	14:00～15:40	グローバルなインターネット企業と 個人の人権	曾我部真裕	PT 1
3	7月22日 (月)	講義	14:00～15:40	差別を維持再生産する装置としての政治制度	岡野 八代 吉田 容子	PT 4
4	8月1日 (木)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	朝鮮通信使と天皇	仲尾 宏	登録4
5	8月19日 (月)	講義	14:00～15:40	子どもの貧困と人権	村井 琢哉	PT 3
6	9月10日 (火)	ワーク ジョブ	14:00～16:00	多文化共生と人権について考える ～「ひょうたん島問題」を通して～	藤原 孝章	登録5
7	9月20日 (金)	講義	14:00～15:40	『男女雇用機会均等法』発展史 ～性差別禁止立法のこれまでとこれから～	青木 克也	PT 6
8	10月15日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	京都・鴨川河原の歴史 ～「四条河原」「五条河原」に生きた人びと～	下坂 守	—
9	10月29日 (火)	フィールド ワーク	13:00～17:00	在日コリアンの歴史・現状、多文化共生、 東九条の成り立ち	南 珣賢 村木美都子 山本 崇記	—
10	11月22日 (金)	講義	14:00～15:40	外国人労働の受け入れと人権	薬師寺公夫	PT 5
11	12月13日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	海を渡った被差別民	関口 寛	PT 2
12	1月24日 (金)	講義	14:00～15:40	死刑と人権 ～死刑をどう考えるか～	大谷 實	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」：京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座

備考欄「PT」はプロジェクトチーム、「登録」は登録チームを示しています。

会場：1 同志社大学寒梅館（上、烏丸今出川上る）
9 エルファセンター（南、東九条北松ノ木町12）
その他 ハートピア京都（中、烏丸丸太町下る）

会場案内



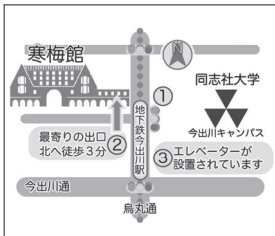
講義会場

※受付：午後 1 時 30 分～

京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地
TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5 番出口 (地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JR バス 「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ



シンポジウム会場

※受付：午後 1 時 30 分～

同志社大学寒梅館

〒 602-0023 京都市上京区烏丸通上立売下ル
御所八幡町 103

TEL 075-251-3120

- 京都市営地下鉄烏丸線「今出川」駅下車
- 京都市バス「烏丸今出川」バス停下車

申込方法

受講料

1 回 1,000 円 全講座一括の場合 10,000 円

(初日のシンポジウムは受講料無料)

※全講座を一括で申込みいただくと受講料が割引となります。

※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又は FAX で申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・ 京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・ 三菱 UFJ 銀行	京都支店	普通	1222396
・ 京都中央信用金庫	本店	普通	1039688

申込先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@khri.or.jp

HP：http://www.khri.or.jp

◆研究部門の紹介（二〇一九年四月一日現在・五十音順）

所 長 坂元 茂樹（同志社大学法学部教授）
特別客員研究員 大谷 實（理事長・前学校法人同志社総長）

○プロジェクトチーム一（インターネットと人権）

リーダー 毛利 透（京都大学大学院公共政策連携研究部教授）
専任研究員 杉木 志帆
嘱託研究員 角松 生史（神戸大学大学院法学研究科教授）
曾我部真裕（京都大学大学院法学研究科教授）
中井伊都子（甲南大学法学部教授）
成原 慧（九州大学法学研究院准教授）
松本 和彦（大阪大学大学院高等司法研究科教授）

○プロジェクトチーム二（共に生きる地域研究の可能性）

リーダー 小林 文広（同志社大学文学部教授）
井岡 康時（同志社大学他非常勤講師）
専任研究員 中川 理季
嘱託研究員 秋元 せき（京都市歴史資料館歴史調査員）
小林ひろみ（奈良県立図書館嘱託職員）
関口 寛（四国大学経営情報学部准教授）
廣岡 浄進（大阪市立大学人権問題研究センター准教授）
山内 政夫（柳原銀行記念資料館事務局長）

○プロジェクトチーム三（子どもの人権）

リーダー 山野 則子（大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授）
専任研究員 呉 永籟
嘱託研究員 有江ディアナ（大阪産業大学他非常勤講師）

埋橋 孝文（同志社大学社会学部教授）
惣脇 宏（京都産業大学現代社会学部教授）
田中 宏樹（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）
村井 琢哉（NPO法人山科醍醐こどものひろば理事長）
村上 正直（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

○プロジェクトチーム四（女性差別撤廃条約総括所見をめぐる総合的研究）

リーダー 吉田 容子（弁護士）
専任研究員（非常勤）岡田 仁子
嘱託研究員 斧出 節子（京都華頂大学現代家政学部教授）
軽部 恵子（桃山学院大学法学部教授）
澤 敬子（京都女子大学現代社会学部准教授）
谷口 洋幸（金沢大学国際基幹教育院准教授）
林 陽子（弁護士）
馬場 まみ（京都華頂大学現代家政学部教授）
伏見 裕子（大阪府立大学工業高等専門学校講師）
堀江 有里（清泉女子大学他非常勤講師）
マーサ・メンセンデイク（同志社大学社会学部准教授）
三成 美保（奈良女子大学研究生活環境科学系教授）
源 淳子
山下 明子
山下 泰子（文京学院大学名誉教授）
米田 眞澄（神戸女学院大学文学部教授）

○プロジェクトチーム五（移住者と人権）

リーダー 葉師寺公夫（立命館大学大学院法務研究科特任教授）
専任研究員 内田 晴子
嘱託研究員 小畑 郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）

飛田 雄一 (公財) 神戸学生青年センター館長)
古屋 哲 (大谷大学非常勤講師)
前田 直子 (京都女子大学法学部准教授)
水島 朋則 (名古屋大学大学院法学研究科教授)

○プロジェクトチーム六 (企業の社会的責任と人権に関する研究)

リーダー
西村健一郎 (京都大学名誉教授)
青木 克也 (京都大学大学院法学研究科博士後期課程)
稲谷 信行 (京都大学大学院法学研究科一般特定助教)
上田 達子 (同志社大学法学部教授)
植村 新 (京都女子大学法学部准教授)
桑原 昌宏 (元新潟大学法学部教授)
河野 尚子
藤木美能里 (特定社会保険労務士)

〔登録研究員〕

(登録チーム一) アジアにおける国際的人権保障の動態的研究

代表者 坂元 茂樹 (所長・同志社大学法学部教授)
阿部 浩己 (明治学院大学国際学部教授)
※有江ディアナ (大阪産業大学他非常勤講師)
岩澤 雄司 (国際司法裁判所裁判官・自由権規約委員会委員長)
※小畑 郁 (名古屋大学大学院法学研究科教授)
北村 泰三 (中央大学大学院法学研究科教授)
※杉木 志帆 (同志社大学嘱託講師他)
徳川 信治 (立命館大学法学部教授)
※中井伊都子 (甲南大学法学部教授)
西井 正弘 (京都大学名誉教授)
初川 満 (愛知学院大学法務研究科教授)

※前田 直子 (京都女子大学法学部准教授)
※水島 朋則 (名古屋大学大学院法学研究科教授)
三輪 敦子 (関西学院大学等非常勤講師)
※村上 正直 (大阪大学大学院国際公共政策研究科教授)
※薬師寺公夫 (立命館大学大学院法務研究科特任教授)

(登録チーム二) 近代都市における地域共同体の変容に関する歴史的研究

代表者
※井岡 康時 (同志社大学他非常勤講師)
※秋元 せき (京都市歴史資料館歴史調査員)
今村 壽子
梅田 千尋 (京都女子大学文学部准教授)
奥本 武裕 (奈良県立同和問題関係史料センター所長)
※小林 丈広 (同志社大学文学部教授)
※小林ひろみ (奈良県立図書館嘱託職員)
河内 将芳 (奈良大学文学部教授)
重光 豊 (京都市教育委員会総合育成支援課参与)

(登録チーム三) マイノリティの包摂/排除をめぐる生政治部活改善

代表者
野口 道彦 (大阪市立大学名誉教授)
※井岡 康時 (同志社大学他非常勤講師)
石元 清英 (関西大学名誉教授)
奥本 武裕 (奈良県立同和問題関係史料センター所長)
※小林 丈広 (同志社大学文学部教授)

融和政策の歴史社会学的研究

野口 道彦 (大阪市立大学名誉教授)
※井岡 康時 (同志社大学他非常勤講師)
石元 清英 (関西大学名誉教授)
奥本 武裕 (奈良県立同和問題関係史料センター所長)
※小林 丈広 (同志社大学文学部教授)

白石 正明 (佐賀部落解放研究所研究員)

杉本 弘幸 (佛敎大学他非常勤講師)

※関口 寛 (四国大学経営情報学部准教授)

田中 和男 (関西学院大学非常勤講師)

手島 一雄 (大阪大学非常勤講師)

※廣岡 浄進 (大阪市立大学人権問題研究センター准教授)

矢野 亮 (長野大学社会福祉学部准教授)

山本 崇記 (静岡大学人文社会科学部准教授)

(登録チーム四) 京都における在日コリアンの歴史

代表者 水野 直樹 (立命館大学文学部客員教授)

杉本 弘幸 (佛敎大学他非常勤講師)

高野 昭雄 (大阪大谷大学教育学部教授)

鄭 栄桓 (明治学院大学教養教育センター准教授)

仲尾 宏 (京都造形芸術大学客員教授)

盧 相永 (大阪外語専門学校講師)

藤井幸之助 (同志社大学嘱託講師)

松下 佳弘

安田 昌史 (同志社大学大学院特任助手)

李 洙任 (龍谷大学経営学部教授)

(登録チーム五) 人権と教育

代表者 中島 智子 (元プール学院大学教授)

伊藤 悦子 (京都教育大学教育学部教授)

岩槻 知也 (京都女子大学発達教育学部教授)

上杉 孝實 (京都大学名誉教授)

小泉 友則 (立命館大学非常勤講師)

田中 宏 (一橋大学名誉教授)

(無所属)

外川 正明 (京都教育大学名誉教授)

友永 雄吾 (龍谷大学国際学部准教授)

野崎 志帆 (甲南女子大学文学部教授)

藤原 孝章 (同志社女子大学現代社会学部教授)

古久保さくら (大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授)

松波めぐみ (龍谷大学他非常勤講師)

山ノ内裕子 (関西大学文学部教授)

下坂 守 (京都国立博物館名誉館員)

菅澤 庸子

師岡 康子 (大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員)

山路 興造 (元京都市歴史資料館長)

吉田栄治郎 (天理大学非常勤講師)

(注) 複数チームへの登録あり

※印はプロジェクトチームの研究員

人権問題シンポジウム講演録発行

世界人権宣言 70 周年記念シンポジウム ～いま世界人権宣言を読み解く～

頒価 100 円 (税込)

◇基調講演 横田 洋三 (公財) 人権教育啓発推進センター理事長

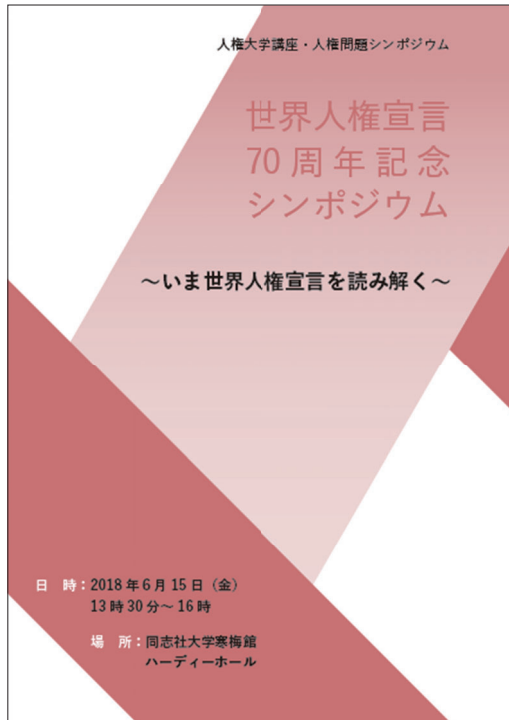
◇パネルディスカッション

横田 洋三

坂元 茂樹 (公財) 世界人権問題研究センター所長

薬師寺 公夫 立命館大学大学院特任教授

前田 直子 京都女子大学法学部准教授



2019年度 人権シンポジウム

誰一人取り残さない ～SDGsがめざすもの～

国連は、2015年、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」を採択しました。この中で、国連は2016年から2030年までの間に達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットと指標を設定しました。このSDGsでは、開発目標としては異例の世界人権宣言の精神を引き継ぎ、「誰一人取り残さない(Leave No One Behind)」との人権の理念が掲げられました。このシンポジウムではSDGsとは何をめざすのか、そこに掲げられた理念とともに検討します。

日 程

6月14日(金)

時 間

14時～17時

場 所

同志社大学 寒梅館
ハーディーホール

基調講演

坂元 茂樹 (公財)世界人権問題研究センター所長

阿部 浩己 明治学院大学国際学部教授

パ
ネ
ル
デ
ィ
ス
カ
ッ
シ
ョ
ン

コーディネーター

薬師寺 公夫 立命館大学大学院法務研究科特任教授

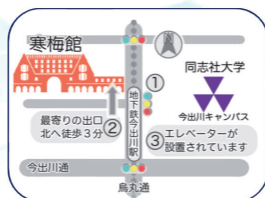
パネリスト

阿部 浩己

門川 大作 京都市長

坂元 茂樹

菅原 絵美 大阪経済法科大学国際学部准教授



駐車場・駐輪場はありません。地下鉄または市バス等の公共交通機関をご利用ください。

受講料 無料

(先着800名様)

手話・要約筆記有

ご予約・お問い合わせ
(公財)世界人権問題研究センター

TEL : 075-231-2600
FAX : 075-231-2750
mail : jinken@khrri.or.jp

<お申し込み> 前日までに電話・FAX・メール等でお名前・人数がわかるような形でお申し込みください